

平成13年 第4回沼田町議会臨時会 会議録

平成13年11月22日(木)

午後 4時 16分 開 会

1. 出席議員

議 長	4 番	吉 田 好 宏	議 員	1 番	久 保 寛	議 員
	2 番	野 道 夫	議 員	3 番	室 田 俊 朗	議 員
	5 番	中 村 進	議 員	6 番	山 田 英 次	議 員
				8 番	大 沼 恒 雄	議 員
	9 番	横 山 忠 男	議 員	10 番	山 木 一 男	議 員
	11 番	谷 口 清 治	議 員			
	13 番	絵 内 勝 己	議 員	14 番	杉 本 邦 雄	議 員

2. 欠席議員 7番 橋 場 守 議員、12番 吉 田 俊 一 議員

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 西 田 篤 正 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

助 役	市 橋 忠 晴 君	収 入 役	藤 間 武 君
総務課長	平 木 昭 良 君	地域振興課長	松 田 剛 君
財政課長	辻 山 典 哉 君	農業振興課長	矢 野 潔 君
住民生活課長	辻 広 治 君	健康福祉課長	中 村 幸 雄 君
建設課長	野々宮 宏 君	和風園々長	半 田 昭 雄 君
旭寿園々長	野 原 耕 次 君		

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長 篠 田 繁 彦 君

6. 農業委員会会長の委任を受けて出席した説明員

事務局長 (矢 野 潔) 君

7. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 金 子 幸 保 君 議事係長 浅 野 信 行 君

8. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件名)
	会議録署名議員の指名 会期の決定
承認第 5 号	専決処分の承認を求めることについて
議案第 72 号	町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 73 号	特別職の常勤職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 74 号	町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例について

(欠席～7番橋場議員、12番吉田議員)

16時16分 開会

(開 会 宣 言)

○議長（吉田好宏議長）これより本日をもって招集されました、平成13年第4回沼田町議会臨時会を開会致します。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(会議録署名議員の指名)

○議長（吉田好宏議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、8番大沼議員、9番横山議員を指名致します。

(会期の決定)

○議長（吉田好宏議長）日程第2、会期の決定を議題と致します。お諮り致します。本臨時会の会期は、本日1日間に致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決しました。

(一 般 議 案)

○議長（吉田好宏議長）日程第3、承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）承認第5号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。平成13年11月22日提出。沼田町名でございます。

〔以下、専決処分書及び平成13年度沼田町一般会計補正予算（専決第1号）を朗読、説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入りますご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第5号は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第4、議案第72号、町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平木昭良課長）議案第72号。町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成13年11月22日提出。沼田町長名でございます。

次の頁をお開き願います。町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、この条例一部改正につきましては、条文の朗読は省略致しまして、改正の主旨をご説明致します。本年度の人事院勧告に基づく公務員の給与法の改正案が、昨日の参議院の本会議で成立致しました。これに伴う町職員の給与に関する条例の改正という事で、それを整備するものでございます。

改正の内容は、期末・勤勉手当の引き下げという事で、年間支給月額がただ今4.75ということでございますのを、これを0.05ヶ月下げて4.7とするものでございます。それに伴いまして、12月の期末手当の引き下げが1.6ヶ月分から、1.55ヶ月分と、ここで0.05の月分を減額するという事で、まず手当関係でございます。

更に、暫定的な一時金の支給と言いまして民間の格差と公務員の格差が、年々ここ3年間平均給与が減少していると言うことで、月額313円で0.08%でございますけれども、これに見合った年間3,756円を暫定的に3月にそれぞれ職員については支払うという事の内容で、実施時期は13年4月1日という事でございます。以上でございます。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入りますご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第72号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第5、議案第73号、特別職の常勤職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平木昭良課長）議案第73号。特別職の常勤職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。特別職の常勤職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成13年11月22日提出。沼田町長名で、次の頁をお開き願います。

特別職の常勤職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。これにつきましても、先ほど前段説明しました主旨のとおりでございますのと、今回の一部改正は先ほど説明しましたとおり、期末手当の引き下げでございます。年間支給の月数が4.75ヶ月分であったのを4.7ヶ月としまして、0.05ヶ月分の減額でございます。そこで、12月の期末手当で引き下げは2.15であったのを2.1ということに致しまして、ここで0.05月を引き下げるといふ事の主旨でございますので、宜しくご審議願います。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入りますご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第73号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第6、議案第74号、町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平木昭良課長）議案第74号。町議会議員の期末手当支給に関する条

例の一部を改正する条例について。町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成13年11月22日提出。沼田町長名で、次の頁をお開き願います。

この一部につきましても、主旨は先ほど説明しましたのとおりでございますけれども、内容につきましては期末手当の引き下げで、12月に4.75ヶ月分であったのを、4.7ヶ月分としまして、これも職員、特別職と同じく0.05ヶ月分の減額をするということの主旨でございますので、ご審議よろしく願い致します。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第74号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

（閉会宣言）

○議長（吉田好宏議長）以上で、本臨時会に付議された案件は、全て終了致しました。

これにて、平成13年第4回沼田町議会臨時会を閉会致します。ご苦勞様でした。

16時29分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員